

固定資産税(償却資産)申告の手引

河内長野市

市税につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。固定資産税(償却資産)の申告の時期がまいりましたので、ご案内いたします。

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業用の償却資産にも課税されます。償却資産の所有者の方は、毎年1月1日現在河内長野市内に所在する償却資産を申告していただくことになっています(地方税法第383条)。この手引をご覧のうえ、申告書等に必要事項を記入し、必ず期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

なお、償却資産の申告について分かりにくい点や、さらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

※平成18年度税制改正により、課税庁である市町村長は、固定資産税の賦課徴収について、法人税又は所得税に関する国税関係の書類を閲覧又は記録することができることになっております。(地方税法第354条の2)

申告期限	毎年1月末日 ※1月末日が土、日、祝休日の場合はその翌平日が申告期限となります。 ※申告期限間近になりますと窓口が混雑する恐れがありますので、できるだけお早めに申告してください。
申告書提出先 (お問い合わせ先)	〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市 税務課 固定資産税係 (1階11番窓口) 電話 0721-53-1111 【内線 171】 【HP】 http://www.city.kawachinagano.lg.jp
申告書を郵送される 場合のご注意	申告書を郵送される場合で控への返送を希望される方は、必ず返信用封筒(切手貼付・あて先記入)を同封してください。

目 次		
I	償却資産とは	1
II	償却資産の申告について	2~4
III	償却資産の評価と課税	5~6
IV	償却資産申告書の記入方法	7~8
V	種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法	9~10
VI	種類別明細書(減少資産用)の記入方法	11~12

I 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、法人や個人の方が事業を営むために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等の固定資産をいいます。

<償却資産の種類>

資産の種類		具体例 ()の数字は標準的な耐用年数
1	構築物	コンクリート路面舗装(15) アスファルト路面舗装(10) 門・ブロック塀(15) フェンス(10) 金属製広告塔(20)等
	建物附属	受変電設備(15) 予備電源設備(15) 賃借人による内装 等
2	機械・装置	ガソリンスタンド設備(8) 機械式駐車設備(10) ブルドーザー・パワーショベル(6) 印刷設備(10) 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備※1(17)等)等
3	船舶	遊覧船、ボート、はしけ 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター 等
5	車両・運搬具	フォークリフト(4) 構内運搬車(7) 等 (自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く。)
6	工具・器具・備品	事務机・キャビネット金属製(15) 電子計算機(パソコンを除く)(5) パソコン(サーバー用を除く)(4) 冷暖房機器(6) 看板・ネオンサイン(3) 測定工具(5) 理容美容機器(5) 自動販売機(5) 等

※1個人所有で住宅に設置されている太陽光発電設備等についても事業の用に供しているとみなす場合があります。詳しくは、市税務課へお問い合わせください。

<業種別の主な償却資産>

業種	具体例
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、精米機等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、ちゅう房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業・美容業	パーマ器、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、給排水設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲーム機、両替機、玉貸機、玉計数機、接客用家具、照明設備等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、地下タンク、ガソリン計量器、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
医療 薬局業	各種医療機器(ベッド、X線装置、心電計、電気血圧計、CTスキャン、歯科診療用ユニット等)、各種キャビネット等
金属製品組立 加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス機、溶接機、コンプレッサー、グラインダー等
不動産賃貸業	駐車場舗装、屋上看板、門、塀、外灯、外構工事(フェンス・植栽・側溝)、自転車置場等

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、河内長野市内に所在する償却資産を所有している法人または個人(河内長野市内の事業所等に償却資産を貸付けている資産の所有者も含まれます)の方です。

※ 次のような場合も必ず申告書を提出してください。

- 該当する資産がない場合
- 前年中に資産の増減がない場合
- 廃業・解散などにより該当資産を所有されなくなった場合
- 他市への移転などで河内長野市内に資産が存在しない場合

2 申告の方法及び提出書類

申告書の作成方法については、「IV 償却資産申告書の記入方法」をご覧ください。

申告方法	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	企業電算により申告される方	今年1月1日現在所有している全資産	<input type="checkbox"/> 償却資産申告書 <input type="checkbox"/> 種類別明細書 (増加資産・全資産用)
	昨年1月2日以降に新規に事業を開始された方		
	今回初めて申告される方		
増加・減少資産申告	・昨年1月2日以降 資産の増加・減少のあった方 ・耐用年数省令の改正により、資産の 耐用年数に変更があった方	・昨年1月2日から今年1月1日までに増 加又は減少した資産 ・昨年1月1日以前に取得した資産で申 告もれ等があった資産	<input type="checkbox"/> 償却資産申告書 <input type="checkbox"/> 種類別明細書 (増加資産・全資産用) <input type="checkbox"/> 種類別明細書 (減少資産用)
	昨年1月2日以降 資産の増加・減少のなかった方	/	<input type="checkbox"/> 償却資産申告書

※ 河内長野市内で事業を行っていない場合
取消理由を「17 備考」欄に記入し、申告書だけを提出してください。

取消理由	17備考欄の記入例	提出書類
廃業・廃止	〇〇年〇〇月〇〇日 廃業(廃止)	<input type="checkbox"/> 償却資産申告書
法人解散	〇〇年〇〇月〇〇日 解散	
市外転出	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市へ転出	
個人廃業法人設立	〇〇年〇〇月〇〇日 法人設立 法人名〇〇〇〇	
休業	〇〇年〇〇月〇〇日 休業	
市内事業所なし	河内長野市内に事業所なし 〇〇市で営業、登記上の所在地が河内長野市	

3 申告が必要となる資産

- ① 税務会計上、減価償却の対象となる資産
- ② 取得価額が10万円未満であるが、固定資産として計上している資産
- ③ 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産
- ④ 現実に減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- ⑤ 企業会計上簿外資産であるが、毎年1月1日現在事業の用に供している資産
- ⑥ 企業会計上建設仮勘定で経理されているが、毎年1月1日現在事業の用に供している資産
- ⑦ 割賦買入資産で、割賦金が完済されていないが、毎年1月1日現在事業の用に供している資産
- ⑧ 遊休・未稼働資産であっても、毎年1月1日現在事業の用に供することができる資産
- ⑨ 職員・社員の福利厚生用の資産
- ⑩ 償却資産の価値を増加させるための費用(改良費)
※改良費は新たな資産の取得とみなされます。
- ⑪ 家屋の建築設備・造作等のうち、償却資産に該当するもの

4 申告の必要がない資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象資産
- ② 無形減価償却資産(例・・・特許権、商標権、営業権)
- ③ 耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されているもの
- ④ 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法上又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行っているもの(一括償却)
- ⑤ 商品、棚卸資産
- ⑥ 書画・骨とう (1点あたりの取得価額が100万円以上のもの。ただし、「時の経過により、その価値の減少することが明らか」である場合には、減価償却資産に該当し、申告が必要。)

5 住所・氏名・商号の変更

住所・氏名・法人の名称等の変更があった場合、その旨を申告書「17備考欄」に記入してください。

なお、法人の住所変更の場合、登記上の本店住所の変更であるか、支店住所の変更であるかも示してください。

(記入例)

『平成〇〇年8月31日 社名変更 旧社名 (株)〇〇金属』

『平成〇〇年6月30日 登記上の本店住所変更

旧住所 河内長野市△△町××-××』

6 不申告または虚偽の申告をした場合

正当な事由なくして申告しなかった場合、または虚偽の申告があった場合は、地方税法による罰則規定が適用されることがあります。(地方税法第385条または第386条)

7 実地調査等のご協力をお願い

河内長野市では、提出いただいた申告書の内容を確認するために実地調査を行っています(地方税法第353条、第408条)。その際に税務署への法人税又は所得税の申告書に添付された書類(減価償却費の計算書や減価償却資産内訳書等の写し)の提出をお願いしています。

調査の結果によって修正申告が必要な場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

8 自社の電算機で作成した申告書・明細書で申告される方

毎年1月1日現在河内長野市内に所在する全資産について、評価額を計算して申告してください。

新たに電算システムによる申告をされる場合、その様式等について事前に相談してください。

9 電子申告される方

河内長野市では、償却資産について、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットを通じた電子申告の受付を行っています。

電子申告の利用方法など、詳しくはeLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

Ⅲ 償却資産の評価と課税

※ 一般の申告の場合、評価額を計算して申告書に記入する必要はありません。
下記の方法により河内長野市で算出を行います。

1 課税標準額

償却資産の評価及び課税にあたっては、次に説明する方法により、税額を算出する上で基本となる額（課税標準額）を確定する必要があります。

① 評価額の算出

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価をして評価します。

評価額の算出は、1年目については取得月に関係なく半年償却を行います。

① 前年中に取得した資産	取得価額	×	A	
② 前年前に取得した資産	前年度評価額	×	B	
③ 前年前に取得した資産で新たに課税されるもの	取得価額	×	$A \times B^{n-1}$	

※ A及びBは、下記の減価残存率表に掲げる耐用年数に応じたA欄及びB欄の減価残存率をいいます。

※ nは、[評価額を求める年度－取得年次] の算式により求めた年数をいいます。

ただし、②③により求めた額が、(取得価額 × 0.05)よりも小さい場合、その資産が本来の用に供されている限りは、(取得価額 × 0.05)により求めた額を評価額とします。

② 課税標準額の算出

(1)で算出した評価額の全資産分の合計額が決定価格となります。そして、この決定価格が課税標準額となります。

ただし、課税標準の特例がある場合は、各資産ごとに、決定価格に特例率を乗じた額の合計が課税標準額となります。

減 価 残 存 率 表

「固定資産評価基準」※別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		A. 前年中取得のもの	B. 前年前取得のもの			A. 前年中取得のもの	B. 前年前取得のもの			A. 前年中取得のもの	B. 前年前取得のもの
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

2 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

(150万円未満となるかどうかは評価額の計算をした上で決定しますので、資産の多少にかかわらず申告してください。)

3 納税義務者

賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

4 税率及び税額

税率は 1.4/100 です。

固定資産税額 = 課税標準額 × 1.4/100 となります。

5 納期

固定資産税の納期は、5月・7月・9月・12月の年4回です。

納税通知書は5月上旬に送付します。

6 その他特例等について

① 非課税該当資産・課税標準の特例

地方税法第348条第2項の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。

また、地方税法第349条の3及び地方税法附則第15条の規定に該当する資産については、一定の要件のもとに課税標準の特例が適用されます。

なお、非課税資産又は課税標準の特例が適用される資産を申告される場合には、その旨を証明する書類等を提出していただく場合があります。

② 短縮耐用年数・増加償却

法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産がある場合、「承認通知書」の写しを添付してください。

また、法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合、「届出書」の写しを添付してください。両者とも、償却資産の評価において認められています。

③ 特別償却・圧縮記帳

特別償却(租税特別措置法)、圧縮記帳(法人税法第42条～第50条、第142条、所得税法第42条～第44条、第58条、第165条)は、償却資産の評価においては認められていません。

※注 以上の①～③の事項については、その有無について申告書の該当項目に記入してください。

IV 償却資産申告書の記入方法

この申告書は、償却資産の増減の有無にかかわらず、提出してください。
 ※の項目は、記入の必要はありません。（種類別明細書も同じ）

◎(注2) 平成 28 年 1 月 20 日 受付印 河内長野市長 殿		平成 〇〇 年度 ◎(注1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード	
所有者	1 住所 〔又は納税通知書送達先〕	〒586-△△△△ 河内長野市 〇〇町 ◇◇番地 ① (電話 0721-x x-x x x x)	3 個人番号又は法人番号	②1	7 短縮耐用年数の承認 ⑦ 有・無
	2 氏名 〔法人にあっては、その名称および代表者の氏名〕	カワチ ナガノ コウギョウ カブシキガイシャ ダイヒョウ リンシヤリキョウ カワチ タロウ 河内長野工業株式会社 代表取締役 河内 太郎 印 ② 屋号()	4 事業種目 (資本等の金額) ③ 金属部品加工業 (10 百万円)	5 事業開始年月 ④ 平成 3年 3月	8 増加償却の届出 ⑦ 有・無
			6 この申告に回答する者の係及び氏名 ⑤ 経理課 河内花子 ()	9 非課税該当資産 ⑦ 有・無	10 課税標準の特例 ⑦ 有・無
			7 税理士等の氏名 ⑥ 長野 一郎 ()	11 特別償却又は圧縮記帳 ⑦ 有・無	12 税務会計上の償却方法 ⑧ 定率法・定額法
				13 青色申告 ⑨ 有・無	
資産の種類	⑭ 前年前に取得したもの(イ)	⑮ 取 得 前年中に減少したもの(ロ)	⑯ 価 額 前年中に取得したもの(ハ)	⑰ 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	14 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
1 構築物	1,768,500	200,000		1,568,500	①
2 機械及び装置	4,783,600	230,000	1,090,000	5,643,600	②
3 船 舶					③
4 航空機					
5 車両及び運搬具	1,870,000		1,400,000	3,270,000	15 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 ⑩
6 工具、器具及び備品	2,214,000	205,000	1,135,000	3,144,000	
7 合 計	10,636,100	⑱ 635,000	⑲ 3,625,000	⑳ 13,626,100	16 事業用家屋の所有区分 自己所有・借家 ⑫
	資産の種類	評 価 額(ホ)	※ 決 定 価 額(ヘ)	※ 課 税 標 準 額(ト)	17 備考(添付書類等) 該当する項目に○をつけて下さい。 1 資産増減あり 2 増減なし 3 該当資産なし ⑬ 4 その他異動事由() 平成 年 月 日
	1 構築物				
	2 機械及び装置				

第二十六号様式(提出用)

- ◎(注1及び注2) 申告書を提出する年度及び年月日を記入してください。
- ◎(注3) ⑮の合計額は、今回減少する資産についてであり、11ページの種類別明細書の合計額と一致します。
- ◎(注4) ⑯の合計額は、今回初めて登録する資産についてであり、9ページの種類別明細書の合計額と一致します。

欄	記入のしかた	留意事項
所有者コード	印字がない場合、記入の必要はありません。	
①	住所及び電話番号を記入し、ふりがなを付けてください。	住所・氏名・法人の名称等に変更がありましたら、申告書備考欄に旧住所・旧氏名・旧名称・変更年月日等を記入してください。(4ページ参照)
②	氏名を記入し、ふりがなを付けて押印してください。 法人の場合は、その名称・代表者名を記入し、社印・代表者印を押印してください。 屋号があれば屋号も記入してください。	

欄	記入のしかた	留意事項
③	業種を記入してください。法人の場合()内に資本等の額を記入してください。	2以上の事業を行う場合主たる事業種目を記入してください。
④	河内長野市内において事業を開始した年月を記入してください。	
⑤	申告担当者の氏名等を記入してください。	電話番号には、必ず市外局番をつけてください。
⑥	本年度の償却資産の申告を委託している税理士等の氏名・電話番号を記入してください。	
⑦⑧⑨	該当する方を○で囲んでください。	⑦は、6ページの説明を参考にしてください。
⑩	河内長野市内における償却資産の所在地を記入してください。2以上の資産の所在地がある場合、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。	資産の所在地が①と同一の場合は記載不要です。
⑪	借用資産の有無について○で囲んでください。「有」の場合、貸主の名称・住所・電話番号を記入してください。	借用資産とは、土地・家屋を除いたリース資産です。
⑫	該当する方を○で囲んでください。	
⑬	次のような事項を記入してください。 ◎住所・氏名・名称等に変更があった場合、変更年月日・旧住所・旧氏名等参考となる事項。 ◎「短縮耐用年数承認通知書の写し」「増加償却の届出書の写し」等、添付した書類の名称。 ◎納税管理人を定めている場合、その者の住所・氏名。 ◎取消申告(廃業、休業、事業所移転等)の場合、その理由、年月日等。	資産の増加・減少がない場合「増減なし」と記入してください。 該当資産がない場合「資産なし」と記入してください。
⑭	既に印字しています。(初めて申告される方は除く。)	この額は前年度の申告書の(二)の欄の額と同じです。
⑮	前年中(前年の1/2から申告年の1/1)に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(前年前に減少した資産の申告もれ分も含む。)	この欄の合計額は種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。
⑯	前年中(前年の1/2から申告年の1/1)に増加した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(前年前に増加した資産の申告もれ分も含む。)	この欄の合計額は種類別明細書(増加用)の取得価額の合計額と同じです。
⑰	(イ) - (ロ) + (ハ) によって算出した取得価額の合計額を種類別に記入してください。	
⑱⑲⑳	記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入を必要とします。	各欄の計算方法は5ページ以降を参照してください。
㉑	個人事業主の場合は個人番号を、法人の場合は法人番号を記入してください。	個人番号は12桁(右詰め) 法人番号は13桁

V 種類別明細書 (増加資産・全資産用)の記入方法

毎年1月1日現在、河内長野市内に所有する資産と「前年度の資産一覧表」の資産を比較し、増加している資産(申告もれを含む。)のみを記入してください。

初めて申告される方は全資産を申告してください。

① 平成28年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		④ 1枚のうち 1枚目	
所有者コード												③ 河内長野工業株式会社			
⑤ 08900086															
行番号	⑥ 資産の種類	⑦ 資産の名称等	⑧ 数 量	⑨ 取得年月 (和暦)			⑩ 取得価額	⑪ 耐用年数	⑫ 減価残存率	⑬ 価額	⑭ 課税標準の特例		⑮ 課税標準額	⑯ 増加事由	⑰ 摘要
				年号	年	月					率	コード			
01	1	00000008	1	4	26	8	118,500	15						① 2 3 4	前年度申告もれ
02	2	00000013	1	4	27	11	470,000	10						1 2 3 4	前年9月富田林から
03	2	00000014	1	4	27	7	500,000	10						1 2 3 4	
04	2	00000015	1	4	27	7	120,000	10						① 2 3 4	
05	5	00000003	1	4	27	7	1,400,000	4						① 2 3 4	
06	6	00000033	2	4	27	4	50,000	15						① 2 3 4	
07	6	00000034	1	4	27	4	300,000	6						① 2 3 4	
08	6	00000035	1	4	27	7	180,000	5						① 2 3 4	
09	6	00000036	1	4	27	9	55,000	20						1 2 3 4	
10	6	00000037	1	4	27	10	550,000	4						① 2 3 4	
11														1 2 3 4	
12														1 2 3 4	
13														1 2 3 4	
14														1 2 3 4	
15														1 2 3 4	
16														1 2 3 4	
17														1 2 3 4	
18														1 2 3 4	
19														1 2 3 4	
20														1 2 3 4	
小計			11				3,743,500								

注意:「年号」の欄は、1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成 それぞれ年号に対応する数字を記載してください。
「増加事由」の欄は、1.新品取得、2.中古品取得、3.移動による受入れ、4.その他 いずれかに○印をつけてください。

第二十六号様式別表一(提出用)

欄	記入のしかた	留意事項
①	申告書を提出する年度を記入してください。	
②	償却資産申告書の所有者コード欄の番号を記入してください。	初めて申告される方は、記入不要です。
③	氏名または名称を記入してください。	
④	種類別明細書(増加資産・全資産用)について、4枚のうち3枚目というようにページ数を付けてください。	

欄	記入のしかた	留意事項
⑤	資産の種類に対応する数字(1~6)を記入してください。	1構築物 2機械及び装置 3船舶 4航空機 5車両及び運搬具 6工具、器具及び備品
⑥	資産コードは、資産の種類ごとに、既に申告されている資産のコードの続き番号になるように番号を付けてください。	8桁の連番となります。 (初めて申告される方は00000001 からとなります。)
⑦	カタカナ・ローマ字・数字で記入してください。「ゝ」「゜」も一文字です。漢字は不可です。	長い名称は20文字以内にまとめてください。
⑧	資産の数量を記入してください。(数量を特定できないものは「1」と記入してください。)	
⑨	資産を取得した年号(右の区分によります。)の番号及び年月を記入してください。	明治:1 大正:2 昭和:3 平成:4
⑩	当該資産を取得するために支出した金額または通常支出すべき金額(付帯費を含む。)を記入してください。圧縮記帳については、償却資産の評価上認められていませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。	取得価額には当該償却資産の引取り運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。
⑪	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第6まで(別表第3・4を除く)に掲げる耐用年数を記入してください。中古資産について見積耐用年数によっている場合はその年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
⑫⑬⑭⑮	記入する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入が必要です。	計算方法は、5ページ以降を参照してください。
⑯	該当する増加事由の番号を必ず○で囲んでください。	1新品取得 2中古品取得 3移動による受入れ 4その他
⑰	次のような事項を記入してください。 ◎課税標準の特例がある資産についてその適用条項 (例：地方税法第349条の3第1項) ◎耐用年数の変更があった場合、その旨の表示 ◎短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ◎その他価格の決定に当たって必要な事項	「前年度申告もれ」の場合その旨を記入してください。 「移動による受入れ」の場合、移動した年月を記入してください。

VI 種類別明細書 (減少資産用)の記入方法

毎年1月1日現在、河内長野市内に所有する資産と「前年度の資産一覧表」の資産を比較し、減少している資産(申告もれを含む。)のみを記入してください。

初めて申告される方は提出の必要はありません。

第二十六号様式別表二(提出用)

① 平成28年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		④
所有者コード												③ 河内長野工業株式会社		1
⑤ 08900086														1
行 番 号	⑥ 抹消コード (資産コード)	⑦ 資産の名称等	⑧ 数 量	⑨ 取得年月 (和暦)			⑩ 取得価額	⑪ 耐用 年数	⑫ 申告 年度	減少の事由及び区分		⑮ 摘 要		
				年 号	年	月				⑬ 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	⑭ 1 全部 2 一部			
01	1	00000009 アスファルトホソウ	1	4	10	8	200,000	10		1・②・3・4	1・②	舗装部分一部取り壊し		
02	2	00000006 ホールパン	1	3	55	4	230,000	12		1・②・3・4	①・2			
03	6	00000018 オウセツセット	1	3	63	1	85,000	8		1・2・③・4	①・2	富田林工場へ		
04	6	00000027 ロツカー	2	4	3	9	120,000	15		①・2・3・4	1・②	当初取得価額30万円(数量5)のうち、12万円(数量2)減少		
05										1・2・3・4	1・2			
06										1・2・3・4	1・2			
07										1・2・3・4	1・2			
08										1・2・3・4	1・2			
09										1・2・3・4	1・2			
10										1・2・3・4	1・2			
11										1・2・3・4	1・2			
12										1・2・3・4	1・2			
13										1・2・3・4	1・2			
14										1・2・3・4	1・2			
15										1・2・3・4	1・2			
16										1・2・3・4	1・2			
17										1・2・3・4	1・2			
18										1・2・3・4	1・2			
19										1・2・3・4	1・2			
20										1・2・3・4	1・2			
小 計			5				635,000							

欄	記入のしかた	留意事項
①	申告書を提出する年度を記入してください。	
②	償却資産申告書の所有者コード欄の番号を記入してください。	
③	氏名または名称を記入してください。	
④	種類別明細書(減少資産用)について、4枚のうち3枚目といったようにページ数をつけてください。	
⑤⑥⑦ ⑨⑪	減少した資産について、「前年度の資産一覧表」をご覧になって記入してください。 なお、「抹消コード」は、前年度の資産一覧表の「資産コード」と同じです。	
⑧	減少した数量を記入してください。(数量を特定できないものは「1」と記入してください。)	
⑩	減少した資産の当初の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する当初の取得価額を記入してください。	
⑫	記入する必要はありません。	
⑬	該当する番号を○で囲んでください。	1売却 2滅失 3移動 4その他
⑭	該当する番号を○で囲んでください。	1全部 2一部
⑮	次のような事項を記入してください。 ◎一部減少で、当初数量5・取得価額30万円(単価6万円)のうち数量2を処分した場合は、次のように記入してください。 (例)当初取得価額30万円(数量5)のうち12万円(数量2)減少 ◎その他当該資産が減少したことについて必要な事項	